



お客様各位

## 英国の欧州連合離脱における知的財産への影響

いつも大変お世話になっております。

英国の欧州連合離脱決定に伴う知的財産への影響についてご案内いたします。

### ■1. 英国の欧州連合(European Union:EU)離脱の概要

英国は、2016年6月23日に行われた国民投票において、EU離脱派が僅差で勝利し、1973年から加盟していたEUを離脱(いわゆるBREXIT:ブレグジット)することを決めました。この国民投票の結果を受けて、英国はEUからの正式離脱の手続きを開始します。手続期限は原則2年間となっており、英国がEUから正式離脱するのは最も早くて2018年9月となります。

### ■2. 英国のEU離脱における知的財産への影響

正式離脱までは従来通りのEU法が適用されるため、早急に対応が必要となる事項はないとされています。一方、正式離脱後については、各知的財産に対しどのような影響が出るかは一部不透明なところもあり憶測の域を出ていませんでした。

### ■3. 英国知的財産庁の見解

英国知的財産庁(UKIPO)は、2016年8月2日、英国のEU離脱に関する国民投票の結果を受けて、知的財産制度の将来について不確実な情報に基づく憶測があるとし、ウェブサイトにて見解を発表しました。その概要は以下の通りです。

#### **特許**

- ・EU離脱に関する国民投票の結果は、欧州特許庁に特許保護を求める上で影響を与えるものではなく、また英国を含む現存する欧州特許についても影響を受けることはない。
- ・EU離脱は、欧州特許条約(EPC)における現行の欧州特許制度に影響を与えない。
- ・統一特許裁判所に係る議論に関しても当面変更はなく、引き続きこれに係る会合への参加を継続していく。

#### **意匠**

- ・EU正式離脱により、英国での登録共同体意匠が効力を失うことから、今後様々なオプションを追及し、最善の方法についてユーザーと協議していく。
- ・EU離脱後であっても英国の出願人は共同体意匠の登録を行うことは可能である。
- ・EU正式離脱の一方、意匠の国際出願制度であるハーグ協定への加盟を検討しており、2017年の加盟を目指している。
- ・非登録意匠は、英国の非登録意匠保護制度を通じて引き続き効力を有する。

#### **商標**

- ・英国のEU正式離脱により、英国での欧州連合商標(EUTM)が効力を失うことから、今後様々なオプションを追及し、最善の方法についてユーザーと協議していく。
- ・EU離脱後であっても英国の出願人は欧州連合商標の登録を行うことは可能である。
- ・EU正式離脱の一方、英国は既に商標の国際出願制度であるマドリッド・プロトコルのメンバーとなっている。

#### **【参照 Web-Site】**

IP and BREXIT: The facts (2016年8月2日) 英国知的財産庁 Web-Site  
<https://www.gov.uk/government/news/ip-and-brex-it-the-facts>

以上